

倉吉市訓令第1号

倉吉市特定個人情報等取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月27日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市特定個人情報等取扱規程の一部を改正する訓令

倉吉市特定個人情報等取扱規程（令和元年倉吉市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に定めるところにより、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の適正な取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 用語の意義は、番号法第2条及び倉吉市情報セキュリティ基本方針（平成29年倉吉市訓令第2号）第2条に定めるところによる。</p> <p>(特定個人情報等の取扱い)</p> <p>第7条 事務取扱担当者は、番号法の趣旨に則り、関連する法令、訓令等の定め並びに総括責任者及び保護責任者の指示に従い、特定個人情報等を取り扱わなければならない。</p> <p>(事務取扱担当者の監督)</p> <p>第8条 総括責任者及び保護責任者は、特定個人情報等が番号法に基づき適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者に対して、必要かつ適切な監督を行うものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）<u>及び倉吉市個人情報保護条例（平成17年倉吉市条例第8号。以下「条例」という。）</u>に定めるところにより、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の適正な取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 用語の意義は、番号法第2条、<u>条例第2条</u>及び倉吉市情報セキュリティ基本方針（平成29年倉吉市訓令第2号）第2条に定めるところによる。</p> <p>(特定個人情報等の取扱い)</p> <p>第7条 事務取扱担当者は、番号法<u>及び条例</u>の趣旨に則り、関連する法令、訓令等の定め並びに総括責任者及び保護責任者の指示に従い、特定個人情報等を取り扱わなければならない。</p> <p>(事務取扱担当者の監督)</p> <p>第8条 総括責任者及び保護責任者は、特定個人情報等が番号法、<u>条例等</u>に基づき適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者に対して、必要かつ適切な監督を行うものとする。</p>

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。